

府子本第 313 号  
令和 4 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」の一部改正につ  
いて

平成 27 年 7 月 13 日付けで「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱い  
について」（府子本第 204 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のと  
おり一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨  
通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（新旧対照表）

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>府子本第 204 号 平成 27 年 7 月 13 日</p> <p>第一次改正 府子本第 717 号 平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>第二次改正 府子本第 641 号 平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>第三次改正 府子本第 186 号 令和元年 6 月 25 日</p> <p>第四次改正 府子本第 608 号 令和 2 年 5 月 25 日</p> <p>第五次改正 府子本第 293 号 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>第六次改正 府子本第 1212 号 令和 4 年 1 月 12 日</p> <p>第七次改正 府子本第 313 号 令和 4 年 4 月 1 日</p>	<p>府子本第 204 号 平成 27 年 7 月 13 日</p> <p>第一次改正 府子本第 717 号 平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>第二次改正 府子本第 641 号 平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>第三次改正 府子本第 186 号 令和元年 6 月 25 日</p> <p>第四次改正 府子本第 608 号 令和 2 年 5 月 25 日</p> <p>第五次改正 府子本第 293 号 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>第六次改正 府子本第 1212 号 令和 4 年 1 月 12 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 ( 公 印 省 略 )</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 ( 公 印 省 略 )</p>

改正後	現行
<p>子ども・子育て支援<b>施設</b>整備交付金に係る施設整備の取扱いについて</p> <p>標記については、次により、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第 1 創設及び改築</p> <p>1. 放課後児童クラブを整備する場合の留意事項</p> <p>「子ども・子育て支援<b>施設</b>整備交付金の交付について（平成 27 年 7 月 13 日府子本第 202 号）以下「交付要綱」という。）別表 1 第 4 欄に定める新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合には、以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>第 1 1（1）から第 3 （略）</p> <p>第 4 大規模修繕</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 対象基準</p>	<p>子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて</p> <p>標記については、次により、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第 1 創設及び改築</p> <p>1. 放課後児童クラブを整備する場合の留意事項</p> <p>「子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成 27 年 7 月 13 日府子本第 202 号）以下「交付要綱」という。）別表 1 第 4 欄に定める新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合には、以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>第 1 1（1）から第 3 （略）</p> <p>第 4 大規模修繕</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 対象基準</p> <p>（1）原則として、1 施設の対象経費の実支出額が次によ</p>

改正後	現行
<p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円（<u>新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕については、300万円</u>）に満たない場合は、500万円（<u>新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕については、300万円</u>）以上のものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">施設延面積（基準面積）×4,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。</p> <p>第4 2（2）から第7 （略）</p> <p>第8 財産処分</p> <p>1. 趣旨</p> <p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による財産処分については、平成20年5月27日府会第393号「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、国の補助事業により取得した施設（以下「補助財産」という。）の解体撤去工事費が子ども・子育て支援施設整備交付金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとする。</p> <p>2. 対象となる施設</p> <p>対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取</p>	<p>り算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円に満たない場合は、500万円以上のものとする。</p> <p style="text-align: center;">施設延面積（基準面積）×4,000円</p> <p style="text-align: center;">ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。</p> <p>第4 2（2）から第7 （略）</p> <p>第8 財産処分</p> <p>1. 趣旨</p> <p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による財産処分については、平成20年5月27日府会第393号「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、国の補助事業により取得した施設（以下「補助財産」という。）の解体撤去工事費が子ども・子育て支援整備交付金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとする。</p> <p>2. 対象となる施設</p> <p>対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取</p>

改正後	現行
<p>得した補助財産であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が子ども・子育て支援<b>施設</b>整備交付金の補助事業となった施設とする。</p> <p>3. 承認申請書の提出時期 適正化法第 22 条に規定する補助財産の財産処分（取壊しに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を交付要綱第 10 条に基づく解体撤去工事費に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の 1 か月前のいずれか早い日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>4. 財産処分の承認 財産処分は、子ども・子育て支援<b>施設</b>整備交付金の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。</p> <p>第 8 4（1）から 5 （略）</p> <p>第 9 繰越しによる事業内容の変更申請手続</p> <p>1. 対象となる事業 対象となる事業は、交付要綱に基づく子ども・子育て支援<b>施設</b>整備交付金の交付を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱第 9 条（1）のエ又は同条（2）のアにより内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない</p>	<p>得した補助財産であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が子ども・子育て支援整備交付金の補助事業となった施設とする。</p> <p>3. 承認申請書の提出時期 適正化法第 22 条に規定する補助財産の財産処分（取壊しに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を交付要綱第 10 条に基づく解体撤去工事費に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の 1 か月前のいずれか早い日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>4. 財産処分の承認 財産処分は、子ども・子育て支援整備交付金の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。</p> <p>第 8 4（1）から 5 （略）</p> <p>第 9 繰越しによる事業内容の変更申請手続</p> <p>1. 対象となる事業 対象となる事業は、交付要綱に基づく子ども・子育て支援整備交付金の交付を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱第 9 条（1）のエ又は同条（2）のアにより内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない整</p>

改正後	現行
<p>い整備事業とする。</p> <p>第9 2から3 (略)</p> <p>第10 その他</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い</p> <p>(1) 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付の条件として、社会福祉法人等が放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>備事業とする。</p> <p>第9 2から3 (略)</p> <p>第10 その他</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い</p> <p>(1) 子ども・子育て支援整備交付金の交付の条件として、社会福祉法人等が放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>3. (略)</p>

改正後

別紙様式1

< 番 号 >  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金に係る事業内容変更承認申請書の提出について

標記について、管内市町村から別添のとおり申請がありましたのでお送りいたします。

現行

別紙様式1

< 番 号 >  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金に係る事業内容変更承認申請書の提出について

標記について、管内市町村から別添のとおり申請がありましたのでお送りいたします。

改正後

別添様式2

< 番 号 >  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金に係る事業内容変更承認申請について

標記について、年度内の事業完了が困難となったため、別紙のとおり事業の内容の変更について、申請いたします。

現行

別添様式2

< 番 号 >  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金に係る事業内容変更承認申請について

標記について、年度内の事業完了が困難となったため、別紙のとおり事業の内容の変更について、申請いたします。



改正後

現行

別紙

(略)

(略)